

広島県告示第九百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十一年十二月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道世羅甲田線	安芸高田市甲田町高田原字毛宗坊山三四一番一地先から安芸高田市甲田町高田原字毛宗坊山三三六番一地先まで	平成二十二年二月一日